

相 続 と 相 続 分

森 井 昭 顕

は し が き

近年顕著な核家族化および少子化，高齢化社会になり，遺産相続および相続財産に対する問題あるいはトラブルが発生してきている。被相続人が高齢化し，単独で日常生活を営むにも不安を感じている。しかし，相続権を有する嫡子は，遠く離れた隔地で世帯を持ち，一つの家庭を維持している。被相続人にとって未知らぬ土地および地域での生活には馴染まない。やはり長年住みなれた土地および地域で生活し，彼岸の地への旅へと足を運びたいと願っている高齢者が巷にあふれるようになってきた。このような社会状況のなかで，相続および相続権に関するトラブルが発生しているのが現実である。特に農業地域においては難しい問題が山積しているように見受けられる。本稿をまとめるに当たり，本学大学院博士課程前期を卒業し，現在愛媛県松山市で税理士として独立独歩，税理事務所を運営している朝野好徳君から，農地および農業に係わる税制についての彼の愛媛県農業会議を通じて行ったパンフレットにもとづいて，もう一度六法全書をめぐりながら相続および相続税について調べる機会を得た。彼のパンフレットは簡潔で講演および指導に適した要領で書かれている。彼の努力の足跡には好感を持つことができ，今後とも税理士として相続に関する仕事を継続して欲しい。特に愛媛県は柑橘類の栽培が盛んであり，相続に関する問題には誰人も大きな関心を持っていると推察している。また，われわれの身近にも相続という問題に衷心を傾けているのだが，特に六法全書をひっくり返してみるのも億劫であるという人も多いであろう。そこで私なりに相続という関心事を本稿でまとめてみた。本稿内における誤謬あるいは解釈の差違あるいはすべての責務は私にあり，叱責を一心に受け承りたい。

I. 相 続

相続は自然人の死亡によって開始し（民法第882条），また，相続は被相続人の住所において開始する（民法第883条）と規定している。相続人が胎児の場合には，

既に生まれたものとみなされるが、胎児が死体で生まれたときは、相続の規定は適用されない（民法第886条）ことになっている。相続についてはあくまでも生存していることが第1条件ということである。そして相続人には被相続人の子がなる。ただし、被相続人の子が相続の開始以前に死亡したとき、また相続人が何らかの欠格事由⁽¹⁾により相続権を失ったときは、その相続人の子がこれを代襲して相続人となるのであるが、被相続人の直系卑属でなければ相続の権利はない。また代襲者が相続開始以前に死亡し、相続欠格事由によってその代襲相続権を失った場合も直系卑属でなければ相続権利はない（民法第887条）ということである。もし相続人となるべき者がいない場合には、第1順位は直系尊属が相続人となれるのであるが、ただし親等の異なる者の間では、その近い者が優先される。第2順位は兄弟姉妹が相続人となる（民法第889条）ことができる。また、被相続人の配偶者は常に相続人となれる。この場合には、相続人となるべき者があるときは、その者と同順位（民法第890条）となる。

II. 推定相続人

遺留分を有する推定相続人が、著しい非行つまり虐待あるいは重大な侮辱を加えたとき、また推定相続人に著しい非行があった場合には、被相続人はその推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる（民法第892条、第894条）ことになっている。また、被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示したときは、遺言執行者はその遺言が効力を生じた後で、遅滞なく家庭裁判所に廃除の請求をしなければならない。この場合に、廃除は被相続人の死亡のときにさかのぼってその効力を生ずる（民法第893条）ことになっている。

被相続人は推定相続人の廃除取り消しを家庭裁判所に請求ことができ、また廃除の取り消しの取り消しも家庭裁判所に請求することもできる（民法第894条）のである。さらに推定相続人の廃除または取り消しの請求があった場合には、家庭裁判所は、廃除またはその取り消しの審判が確定する前に相続が開始したとき、親族、利害関係者または検察官の請求によって遺産管理に必要な処分を命じることが

(1) 欠格事由によって、相続人となれない者は、(1)故意に被相続人または相続に関して優先順位もしくは同順位にある者を死亡させたり、また死亡させようとしたため刑に処せられた者、(2)被相続人が殺害されたことを知っていながら、告発あるいは告訴しなかった者、(3)詐欺または強迫によって、相続に関する遺言を書かせ、被相続人が遺言を取り消そうとしたり、これを変更しようとするのを妨げた者、(4)詐欺または強迫によって被相続人に遺言をさせ、遺言を取り消させたり、変更させた者、(5)被相続人の遺言書を偽造したり、変造したり、破棄したり、隠匿した者（民法891条）は、相続権を失うことになる。

できるし、廃除の遺言があったときも同様に遺産管理に必要な処分を命じることができる（民法895条）ことになっている。また、家庭裁判所が管理人を選任した場合には、管理人は管理財産の目録を調整しなければならない。さらに不在者の生死が判明しない場合には、利害関係者または検察官の請求があったとき、家庭裁判所は管理財産の目録を調整するように命じる（民法第27条）ことになっている。

遺言には一定の条件が必要であるので、通常遺言は公証役場の公証人の立合いのもとで記載され、公証役場に保管されるのが常套手段である。もし個人的な遺言となればトラブルも多く、しばしば裁判となり、多大の費用と長期間を有することになりかねない。

Ⅲ. 法定相続人

相続は被相続人の住所において開始し（民法第883条）、被相続人と親族関係にある者が、一定の順位に従って相続人となることができる。これら法定相続人は配偶者、被相続人との血族者となっている。夫婦の一方が死亡したときには、被相続人の配偶者は常に相続人となる（民法890条）と規定されている。もし血族相続人がいるときには、血族相続人と同順位で相続するものとされている。また、血族相続人がいないときは、配偶者が単独で相続人となる。配偶者が相続権を享受するためには、法律上の婚姻届がなされていることが必要であり、内縁関係は含まれていない。

血族相続人の第1順位は、被相続人の子であり、被相続人の子が相続開始以前に死亡したとき、または相続欠格事由⁽²⁾（民法891条）により、その相続権を失ったときは、また相続開始後の審判によって廃除された場合、その相続権喪失の効果が相

(2) 相続欠格事由として、民法では次のような規定があげられている。

- 1) 故意に被相続人または相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ、または至らせようとしたために刑に処せられた者。これには殺人の既遂、未遂、予備も含めた故意犯であることであり、過失致死、傷害致死は含まれていない。
- 2) 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、または告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、または殺害者が自己の配偶者もしくは直系血族であったときは、除外される。
- 3) 詐欺または強迫によって被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、またはこれを変更することを妨げた者。
- 4) 詐欺または強迫によって被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、またはこれを変更させた者。
- 5) 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、または隠匿した者。

従って、欠格事由があれば相続人となることはできないし、同時に受遺者になることもできない（民法第965条）。欠格の効果は直系卑属に及ばないため欠格者に直系卑属がある場合には、その者が代襲相続することになる。

続開始時に遡るために、その者の子がこれを代襲して相続人となる。つまり孫が子を代襲することになる。その代襲者すなわち孫が相続開始以前に死亡した場合、または相続欠格事由によって、その代襲相続権を失ったときには、ひ孫が孫を代襲することになる（民法887条）。ただし、被相続人の直系卑属でない者はこの限りでない。つまり、代襲者は被相続人に対して直系卑属であることが必要条件であり、直系尊属および配偶者には代襲相続は認められない。すなわち相続開始時に代襲者は被代襲相続人の子または胎児として存在していなければならない。またここでいう子とは養子および非嫡出子が含まれる。非嫡出子は認知によって親子関係が発生し、相続権が認められるが、母と非嫡出子との親子関係は原則として分娩の事実によって発生するものとされている。

胎児は相続開始時において権利能力がなく、私権の享有は出生に始まる（民法第1条の三）と規定されている。しかし胎児の相続は既に生まれたものとみなされ、胎児が死体で生まれたときは、相続権を有しない（民法第886条）こととされている。また遺贈の場合も前述のように、胎児の相続（民法第886条）および相続欠格事由（民法第891条）の規定が準用される。しかし判例では胎児について法定代理人は認められず、遺産分割協議も胎児の出生を待って行うのが原則であるという。しかし不動産遺産の相続登記では、胎児は胎児のままに相続人として胎児名義での相続登記を認めている。

養子は縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得する（民法809条）との規定がある。相続権が認められる養子とは、戸籍法の定めるところにより、当事者双方および成年の証人2人以上から、口頭または署名した書面で縁組届をしなければならない（民法739条および799条）のである。あるいは特別養子縁組つまり家庭裁判所が民法第817条の三から第817条の七までに定める要件があるとき、養親となる者の請求によって、実方の血族との親族関係が終了する縁組を成立させることができる

(3) 養親となる者について要件は次のような事柄である。

- 1) 養親となる者は配偶者のある者でなければならない。
- 2) 夫婦の一方が養親とならないときは養親となることができないが、夫婦の一方の嫡出である子の養親となる場合は養親となる者の要件を満たしていることとなる。
- 3) 25才に達しない者は養親になることができないけれども、養親となる夫婦の一方が25才に達していなくても20才に達していれば養親となることができる。
- 4) 特別養子縁組には養子となる者の父母の同意がなければならない。しかし父母がその意思を表示することができない場合、または父母による虐待、悪意の遺棄、その他養子となる者の利益を著しく害する場合には、同意がなくとも養子縁組は成立する。
- 5) 父母による養子となる者の監護が著しく困難または不相当である場合、またその他特別の事情によって、子の利益のために特に必要であると認められる場合には、特別養子縁組は可能である。

(民法第817条の二) という規定に基づいて相続権は認められるのである。

後見人が被後見人を養子とする場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない(民法第794条)。また未成年者を養子とする場合にも家庭裁判所の許可を得なければならないが、自己または配偶者の直系卑属である場合には、家庭裁判所の許可は必要でない(民法第798条)。ただし養子となる者が8才未満であっても、6才に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合には、養子となることができる(民法第817条の五)。そして養子と実方の父母およびその血族との親子関係は、特別養子縁組によって終了する(民法第817条の九)のである。従って実父母との親子関係から生ずる権利義務も消滅することになる。

血族相続人の第2順位は、被相続人の子、代襲者および再代襲者となるべき者がいない場合に、直系尊属つまり父母、祖父母、曾祖父母など、親等の異なる者の間では、その近い者を先とする(民法第889条)。例えば、父母と祖父母がいる場合には、親等のより近い父母だけが相続人となり、父母がともに死亡している場合には祖父母が相続人となるのである。この場合に被相続人が普通養子であるならば、養父母のみならず実父母もともに同順位の相続人となる。ここで普通養子とは特別養子以外の養子縁組のことである。

血族相続人の第3順位は兄弟姉妹である(民法第889条)。子および代襲者あるいは再代襲者ならびに直系尊属が死亡している場合に、兄弟姉妹は相続することができる。しかし父または母が再婚している場合には、前婚の子は兄弟姉妹の関係と同順である。さらに、兄弟姉妹の代襲相続権は、その兄弟姉妹の子までであり、再代襲は認められていない。

未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したもの(民法第753条)とみなされる。また未成年者が法律行為をなすには、その法定代理人の同意を得ることを要するが、単に権利を得たり、義務を免れる行為に対しては法定代理人の同意を得る必要はない。ただし、これらの行為に反した場合は、権利を得たり、義務を免れる行為を取消す(民法第4条)ことができる。さらに、成年に達しない子は父母の親権に服し、親権は父母の婚姻中は父母が共同して行うことになっているのであるが、父母の一方が親権を行うことができない場合には、他の一方が親権を行う(民法第818条)ことになっている。しかしながら、未成年者に対して親権を行う者がいないとき、または親権を行う者が管理権を有しないときには、後見が開始される(民法第838条)。ただし、未成年者、禁治産者および準禁治産者、家庭裁判所で免ぜられた法定代理人または保佐人、破産者、被後見人に対して訴訟をし、または訴訟をした者およびその配偶者ならびに直系血族、および行方の知れない者は、

後見人となることができない（民法第846条）。このような諸規定が存在しているにも拘らず、20才未満の既婚者は民法第753条の規定によって、成年に達したものとみなされるのである。

IV. 代襲相続

代襲相続⁽⁴⁾とは被相続人の死亡以前に相続人となるべき子および兄弟姉妹が死亡または廃除され、あるいは欠格事由があるために相続権を失ったとき、被相続人の直系卑属が、直系卑属の子または兄弟姉妹に代って相続分を相続することである。代襲相続権を有する者は、被相続人の子および被相続人の兄弟姉妹であるが、直系尊属および配偶者は代襲相続人になることはできない。代襲原因は相続開始以前に被代襲者が死亡しているか、または欠格事由および廃除に限られ、相続の放棄は代襲原因にはならない。

相続人が相続後の事由によって欠格者となったり、相続開始後の審判によって廃除された場合も、その相続権喪失の効果は、相続開始時に遡るために、これらの子が代襲相続することになる。

代襲相続人は相続人の子の直系卑属または相続人たる兄弟姉妹の子でなければならない。被相続人の子に代襲原因が発生した場合には、孫が代襲相続人となる。さらにこの孫に代襲相続の原因が発生した場合、ひ孫が代襲相続人となるのである。

子の代襲者は被相続との関係で直系卑属でなければならないし、代襲相続人は相続開始時に被代襲者の子として生存していなければならない。または胎児として存在していなければならないが、兄弟姉妹には代襲相続が認められているけれども、兄弟姉妹の子の代襲すなわち再代襲は認められていないのである。

V. 不在相続人のケース

相続に関しては、相続人の有無および範囲などを調査する必要がある。そのためには被相続人の出生時から死亡時までの戸籍関係書類を収集しなければならない。しかし相続人の有無が不明のときには、一方で相続財産を管理および清算しながら、他方で相続人の捜索が必要であるが、相続人のあることが明かでないときは、相続財産はこれを法人とする（民法第951条）と規定されている。相続人のあることが明かでない場合には、家庭裁判所は利害関係人または検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。そして家庭裁判所は遅滞なく管理人の選

(4) 右山昌一郎，大原誠三郎監修；小池正明，服部弘編集；相続法と相続税法，ぎょうせい，1998年，pp. 33～35を参照。

相続と相続分

任を公告しなければならない（民法第952条）。利害関係人は特定受遺者、相続債権者、相続財産上担保権を有する者、徴税のための国および特別縁故者として分与審判を申立てた者などを指している。

相続財産管理人は相続財産法人の代表者として、相続人の搜索および相続財産の管理および清算に従事するのである。相続財産管理人としての職務および権限について、家庭裁判所において選任された管理人は、管理すべき財産目録を調整しなければならないが、その費用は不在者の財産をもって支弁する（民法第27条）ことになっている。さらに権限なき代理人は、保存行為および代理目的たる物または権利の性質を変えない範囲内で、その利用または改良を目的とする行為のみをなす権限を有する（民法第103条）。この規定を超える行為を必要とする場合、管理人は家庭裁判所の許可を得なければならない。また不在者の生死が分明しない場合に、管理人が不在者の定め置きたる権限を超える行為を必要とするときも、家庭裁判所の許可を得なければならない（民法第28条）。

家庭裁判所は管理人に財産の管理および返還について相当の担保を提供させることができ、家庭裁判所は管理人と不在者との関係、その他の事情により、不在者の財産から相当の報酬を管理人に与える（民法第29条）ことができるのである。また管理人には財産状況報告の義務が負わされている。つまり、管理人は相続債権者または受遺者の請求があるとき、相続債権者または受遺者に相続財産の報告をしなければならない（民法第954条）のである。すなわち管理人は相続財産目録調整義務、相続財産状況報告義務、管理会計義務、担保提供義務を負い、相続財産に対する保存行為の権限を有するのである。

相続財産管理人には委任に関する諸規定が準用される。委任は当事者の一方が法律行為をなすことを相手方に委任し、相手方がこれを承諾することによって委任の効力が生ずる（民法第643条）。受任者には注意義務および報告義務が課せられている。つまり受任者は委任の本旨に従って、善良なる管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務（民法第644条）と、委任者の請求がある場合、何時でも委任事務処理の状況を報告し、委任終了の後は遅滞なくその顛末を報告（民法第645条）の義務を負っているのである。

家庭裁判所は遅滞なく財産管理人の選任を公告しなければならない（民法第952条）が、公告が行われた後に、2カ月以内に相続人が存在することが明らかにならなかった場合、管理人は遅滞なく一切の相続債務者および受遺者に対し、一定期間内に債権の請求を申出をなす旨を公告しなければならない。ただしその期間は2カ月を下ることはできない（民法第957条）。この期間内に債権者の申出がないときは、

その債権は清算されることになる（民法第79条）。清算に際して限定承認者は限定承認をした後に、5日以内に一切の相続債権者および受遺者に対し、限定承認をしたことを公告しなければならない。また一定の期間内に債券の請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。その期間は2カ月を下ってはならない（民法927条）ことになっている。さらに限定承認者は一定期間内に申出た相続債権者および受遺者に対して管理人に知れている債権者および受遺者に弁済はなされるのであるが、一定期間満了前に相続債権者および受遺者に対して弁済を拒むこともできる（民法第928条）。もし一定期間内に申出がなかった債権者および受遺者に対しては、限定承認者に知れなかった債権者および受遺者は、残余財産のみに対してその権利を行使することができる。ただし、相続財産について特別の担保を有する債権者および受遺者はこの限りではない（民法第935条）という規定がなされている。

相続財産の清算公告期間の満了後、なお相続人であることが明らかでない場合、家庭裁判所は管理人または検察官の請求によって、相続人があるならば、一定の期間内に相続人の権利を主張すべき旨を公告しなければならない。その一定期間は6カ月を下ることはできない（民法第958条）のである。この一定期間内に相続人である権利を主張する者が現れないときは、相続人ならびに管理人に知れなかった相続債権者および受遺者は、相続債権者および受遺者の権利は消滅する（民法第958条の二）、つまりその権利を行使することができないのである。

そして公告期間満了までに、相続人のあることが明らかになった場合には、相続財産法人は存立しなかったものとみなされるが、相続財産管理人がなした権限内の行為の効力は防げられない（民法第955条）のである。もし相続人が判明したとしても、その相続人が相続を放棄した場合には、管理人の代理権は相続人が相続の承認をしたときに消滅するのであるから、この場合には管理人は遅滞なく相続人に対して当該管理の収支を計算し、報告しなければならない（民法第956条）。

相続財産の清算公告期間満了後、さらに相続人搜索の公告期間内に、相続人である権利を主張する者がいない場合、そのことが相当と認められるときは、家庭裁判所は被相続人と生計を同じくした者、被相続人の療養看護に努めた者、またその他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に清算後残存している相続財産の全部または一部を与えることができる（民法第958条の三）という特別縁故者への財産分与の規定がなされている。この請求期間は相続人搜索公告の期間満了後3カ月以内とされている。この規定によって処分されなかった相続財産は国庫に帰属する（民法第959条）。そして相続財産法人はこれによって消滅するのである。

相続と相続分

相続財産の国庫帰属への手続は、⁽⁵⁾次のようにして行われる。不動産、船舶、航空機、地上権、地役権、鉱業権、その他これに準ずる権利、株券、社債権、投資信託、貸付信託の受益証券などは、管理人の引継書に基づいて所轄財務局長に引渡される。現金、金銭債権については相続財産管理人からの報告に基づいて、相続財産管理人や債務者に対して、納入告知書を発行し、債務者および相続財産管理人は、これに基づいて現金を国庫に納入する。その他の動産については、家事審判官が相続財産管理人からの報告に基づいて、家庭裁判所の物品管理官に通知する。物品管理官は出納官に命じて引き取らせ、売却あるいは廃棄の方針を決める。売却代金は現金の場合と同様にして国庫に納入される。相続財産の国庫帰属があれば、相続財産管理人は遅滞なく管理計算を行わなければならない。そして管理計算が終了した場合に、相続財産管理人の任務は終了することになるのである。

Ⅵ. 相続人の権利義務

相続人は相続開始のときから被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第896条）ことになっている。その権利義務は、系譜、祭具および墳墓の所有権のことであり、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が、これを承継する。ただし、被相続人の指定に従って、祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継すると規定されている。しかし、慣習が明かでないときは、権利を承継すべき者を家庭裁判所が定める（民法第897条）ということになっている。すなわち、被相続人から相続を受継いだときから、先祖の祭事一切を取り行わなければならないし、地域における慣習による一切の祭祀を放棄することはできないのである。また、相続人が数人あるときは、相続財産はその共有に属する（民法第898条）が、各共同相続人はその相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する（民法第899条）ことになっている。

Ⅶ. 法定相続分

相続分とは相続人が数人あるときは、相続財産は相続人の共有に属し（民法第898条）、各相続人はその相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する（民法第899条）割合をいうのである。相続分の指定がない場合には、各相続人の相続分は相続人となる順位によって異なる。同順位の共同相続人に対する相続分は、原則として均等割である。従って同順位の相続人が数人あるときは、民法第900条の規定

(5) 右山昌一郎，大原誠三郎監修；小池正明，服部弘編集；相続法と相続税法，ぎょうせい，1998年，pp. 76～77 を参照。

によって配分される。

子および配偶者が相続人である場合には、子の相続分および配偶者の相続分はそれぞれ2分の1である。また子が複数人いるときは、2分の1を複数人の子が均等に分けることになる。子のなかに嫡出子と非嫡出子がいる場合には、非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1である（民法第900条）。

配偶者と直系尊属が相続人であるときは、配偶者は3分の2であり、直系尊属の相続分は3分の1である（民法第900条）。直系尊属については実父母あるいは養父母の区別なく、同親等の者は均等の相続分となる。なお養子縁組をしても、実親との親子関係は断ち切られることなく、実親子および養親子の関係が併存する。従って配偶者と養親子および実父母の4人が相続人である場合、配偶者は3分の2を、残り3分の1を4人が4等分することになる。

配偶者と兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は4分の3であり、兄弟姉妹の相続分は4分の1である（民法第900条）。兄弟姉妹が数人いる場合、各々の相続分は均等である。しかし父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹は、父母の双方が同じである兄弟姉妹の相続分の2分の1である。配偶者と兄弟3人が共同相続人である場合、配偶者は4分の3であり、残り4分の1は兄弟3人が3等分することになる。また配偶者と被相続人と父母を同じくする子が1人と、被相続人と母を異にする兄弟2人の場合には、配偶者は4分の3であるが、被相続人と父母を同じくする子1人は残りの4分の1に対する4分の2を相続し、被相続人と母を異にしている兄弟2人は残りの4分の2を均等に相続することになる。

配偶者がなく、子、直系尊属、兄弟姉妹が相続人である場合には、それぞれ上記の基準によって相続することになる。

子およびその代襲者の相続権および直系尊属および兄弟姉妹の代襲相続権が認められている（民法第887条、第889条、第901条）。代襲相続人の相続分は被代襲相続人が受けるべき相続分と同じである。代襲相続人が数人いる場合には、被代襲者が受けるべきであった部分については、第900条の規定に従ってその相続分は決定される。ただし兄弟姉妹の代襲相続はその子までである。配偶者と3人の子が相続権をもっているのであるが、この3人の子のうち年上の方が死亡しており、年上の子が2人いて代襲相続する場合、配偶者は2分の1であり、残り2分の1に対して3分の1ずつを3人の子が相続することになる。しかしこのうちの3分の1は死亡している年上の方の子2人がそれぞれ均等して相続するのである。また相続人が配偶者と3人の兄弟であるが、兄が死亡しており、その兄の子が2人いる場合には、配偶者の相続分は4分の3であり、残り4分の1が兄弟3人の相続分となる。つまり

4分の1に対して3分の1ずつを相続することとなる。しかし死亡した兄の相続分の3分の1は兄の子2人が均等して相続することになる。

養子縁組の場合⁽⁶⁾、被相続人が孫を養子とし、その孫の父が被相続人よりも先に死亡しているときには、養子としての相続分と代襲相続人としての相続分を取得することになる。ただし婿養子である夫が被相続人の場合、その妻は妻としての相続分のみで、兄弟姉妹としての相続分は取得できない。なお非嫡出子が養子となったときは、嫡出子としての相続分を取得するのみである。

Ⅷ. 指定相続分

被相続人は法定相続分および代襲相続人の相続分にかかわらず、遺言で共同相続人の相続分を定め、また相続分の指定を定めることを第3者に委託することができる。ただし被相続人または第3者は遺留分に関する規定に違反することはできない。被相続人が共同相続のうちの1人または数人の相続分のみを定め、またはこれを定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は法定相続分および代襲相続人の相続分の規定によって相続分を定める（民法第902条）。

法定相続分による持分の相続取得は、被相続人との身分関係によって定められるのであるから、登記しなくても第3者に対抗することができる。しかし指定相続分による持分の相続取得は、被相続人の意思に基づいて定められるものであり、外部から容易に知ることができないものであるから、登記していなければ第3者に対抗することはできない⁽⁷⁾。相続分の指定または指定の委託は、必ず遺言によらなければならないし、第3者に対する指定の委託も遺言によってなされなければならない。また指定の委託を受けた第3者は自由に指定権行使としての指定行為を行うことができ、委託を受けた第3者は共同相続人の全員または一部の者の相続分を定めることもでき、またそれを拒否することもできる。しかしもし指定できない状況になった場合には、その委託は効力を失うのである。

被相続人が指定の相続財産を特定の共同相続人に相続させる旨を遺言にした場合には、特定の相続人に特定の財産を取得させることを定めたものであり、特定の財産が特定の相続人の法定相続分を超える場合であっても、相続分の指定をともなう遺産分割を定めたものであるから、民法第902条の規定に従ってなされるのである。

(6) 右山昌一郎，大原誠三郎監修；小池正明，服部弘編集；相続法と相続税法，ぎょうせい，1998年，p. 85を参照。

(7) 右山昌一郎，大原誠三郎監修；小池正明，服部弘編集；相続法と相続税法，ぎょうせい，1998年，pp. 88～91を参照。

被相続人は共同相続人のうちの一部の者にだけ相続分を指定することもできる。この場合他の相続人は法定相続分に従うことになる。

指定相続分は被相続人が定めた遺言によるものであるから、遺言は遺言者の死亡の時からその効力を生ずる（民法第985条）のである。第3者に委託した場合、遺言の効力が生じた後に、相続開始時に遡及してその効力を生じ、第3者の指定によって共同相続人の相続分は定まる。兄弟姉妹以外の遺留分として、直系尊属のみが相続人であるときは被相続人の財産の3分の1で、その他の場合には被相続人の財産の2分の1を受ける（民法第1028条）ことになる。また相続開始前における遺留分の放棄は家庭裁判所の許可を受けたときに限りその効力を生じ、共同相続人のうちの1人がなした遺留分放棄は、他の共同相続人の慰留分に影響を及ぼさない（民法第1043条）という規定がなされている。

被相続人の債務については、債権者は相続分の指定に拘束されないで、共同相続人に対して法定相続分に従って債務負担を請求することができるのである。

IX. 特別受益者のケース

遺産相続は法定相続分に応じてか、あるいは指定相続分に応じて分割されるのが原則であるが、特定相続人が被相続人の生前に、金銭援助あるいは土地または建物の贈与などを受けていた場合は、一定の贈与などを遺産に持ち戻した後に加算することで遺産分割を行うのである。つまり共同相続人のなかから遺贈または生前贈与を受け、または婚姻、養子縁組のための贈与（例えば持参金、嫁入り道具その他）、もしくは生計の資本としての贈与（例えば新規開発のための準備金、土地または建物その他）を受けた者があるときは、被相続人が相続開始のときにおいて有した財産の価額に、その贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続規定によって相続分のなかから、その遺贈または贈与の価額を控除して、その残額をもってその者の相続分とする。ただし、遺贈または贈与の価額が相続分の価額に等しいか、または、この相続価額を超えているときは、受遺者または受贈者はその相続分を受けることはできない（民法第903条）のは当然である。

特別受益と認められる生前贈与を受けた財産が相続開始時に滅失している場合には、特別受益に該当する贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的たる財産が滅失し、またはその価格の増減があったときでも、相続開始の当時なお原状のままであるものとみなして、特別受益者の相続分を定める（民法第904条の一）。

土地などの不動産による生前贈与を受けたときは、相続開始時に大きく値上がりしている場合、値上がりした額で特別受益を持戻して計算される。金銭による生前

相続と相続分

贈与を受けた場合も、贈与を受けた時の金銭を、相続開始時の貨幣価値に換算した価額で評価する。また被相続人が死亡して、相続人が受け取った生命保険金は、特別受益となり持戻しすることが認められている。

特別受益の持戻しが行われ、共同相続人の相続分の算出がなされた場合、ある相続人の遺贈または贈与の価額が、特別受益の相続分の価額に等しくなったり、または特別受益の金額が相続分の価額を超えるときは、受遺者または受贈者はその相続分を受けることができない（民法第903条）。特別受益の持戻しをしないという意思を被相続人が表示している場合は、持戻しの免除が認められている。もし持戻しの免除の結果、遺留分が侵害された相続人が存在する場合は、遺留分の減殺請求権が認められている。すなわち相続人が特別受益の持戻しをしないという意思表示があったときは、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を生ずる（民法第903条）こととされている。

X. 寄 与 分

共同相続人のうちに被相続人の財産の維持または形成に寄与した者がいる場合、つまり被相続人の事業に関する労務の提供、または財産上の給付、被相続人の療養看護、その他の方法により、被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始時に有していた財産価額から、共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなす。法定相続分、代襲相続人の相続分および指定相続分の規定に従って算定した相続分に寄与分を加えた額を、その者の相続分とする（民法第904条の二）。被相続人への療養看護による寄与とは、被相続人が付添人などの支出費用を免れ、財産上の効果をもたらしたような場合に限られている。

寄与分の決定は共同相続人の間で協議によってなされるのであるが、共同相続人間で協議が調わないとき、または協議をすることができない場合は、家庭裁判所は寄与した者の請求により、寄与の時期、方法および程度、相続財産の額、その他一切の事情を考慮して寄与分を定める（民法第904条の二）。ただし寄与分は被相続人が相続開始時において有していた財産の価額から、遺贈の価額を控除した額を超えることはできない（民法第904条の二）ことになっている。

被相続人は分割の方法を定め、もしくは分割の方法を定めることを第3者に委託し、または相続開始の時から5年を超えない期間内で分割を禁止することができる（民法第908条）。しかし遺産分割時までは何時でも寄与分の主張をすることができる。寄与分は遺産分割の前提になるものであって、遺産分割の際に寄与分を主張し

なかった場合、遺産分割の後で寄与分を主張することはできないのである。

XI. 相続分の譲渡

相続開始後遺産分割までの間に、相続人は相続分を譲渡することができる。そして相続分の譲渡があった場合でも、相続債務に対して債権者は譲渡人であるところの相続人に対しても、負担分相当額の債務履行を請求することができる。

共同相続人の1人が分割前に、その相続分を第3者に譲り渡したときは、他の共同相続人はその価額および費用を償還して、その相続分を譲り受けることができるが、その権利は1カ月以内に行われなければならない（民法第905条）。もし1カ月以内に行われなければ、相続分の譲り受ける権利を喪失することになるのである。しかし共同相続人の1人に譲渡したときは、取戻権は発生しない。取戻権の行使は譲渡人に対する一方的な意思表示でよく、相手方の承諾は不要である。ただし取戻権の行使は取戻権行使時の時価であり、相続分の価額および譲渡に要する費用を提供しなければならない。取戻権の行使期間は譲渡の時から1カ月以内であり、譲渡人は相続分を失い、相続分は行使した者に帰属する⁽⁸⁾。

あ と が き

近年晩婚による少子家庭あるいは高齢化による農村地域の崩壊が顕著になっている。若者の都会での居住、郷里へのノンリターンという現象である。そうした現況において相続に関する問題も浮上してきている。そこで今回相続について、どのような規定があるのか調べる気持ちに誘われた。民法第5編を読んでいるうちに、相続に関して広範囲な側面から規定されており、相続を受け継ぐことのできる資格者はどの範囲なのか、また相続した場合の相続人の権利義務はどのように規定されているのか。次第に興味が自分を引っぱっていったのである。次に到達したのは相続分与あるいは分割であり、相続人の範囲と関連して様々な配分が規定されていた。それが法定相続分と指定相続分であり、さらに特定受益者の相続分である。また第3者であっても被相続人に対する生前寄与によっても、相当と考えられる額を取得することができるという規定もなされている。

われわれの社会生活のなかで知らずしてトラブルの如何に多いかを改めて知らされた感がする。また知らないために兄弟姉妹の仲が良くない現象もあり、同族が相争う状況も目にしたこともある。無知が如何に無能に通じるかということを感じ

(8) 右山昌一郎、大原誠三郎監修；小池正明、服部弘編集；相続法と相続税法、ぎょうせい、1998年、pp. 113～114を参照。

相続と相続分

じたのである。ただし法律条文の解釈が間違っているかも知れない。これらすべては私自身の責任であり、無能な才の持主であることから生じたものである。次には相続財産物件と相続税について歩を進めたいと考えている。

(June 30, 1999)

参 考 文 献

- I. 右山昌一郎，大原誠三郎監修；小池正明，服部 弘編集；相続法と相続税法，ぎょうせい，1998年
- II. 三浦 繁著；相続税・贈与税のことがわかる本，同文館，1999年
- III. 朝倉芳昭著；相続用語，ぎょうせい，1999年
- IV. 朝野好徳著；農業をめぐる税制の特例について，1996年，非売品
- V. 朝野好徳著；農地・農業に係わる税制について，1997年，非売品
- VI. 朝野好徳著；農地の税金について，1997年，非売品
- VII. 朝野好徳著；農地を取り巻く税制，1997年，非売品
- VIII. 朝野好徳著；農業経営の法人化と税制について，1998年，非売品
- IX. 須藤芳正，朝野好徳著，農家の会計と税務，1998年，非売品